

一宮町行政改革大綱

平成 1 8 年 3 月

一 宮 町

一 宮 町 行 政 改 革 大 綱 目 次

| | |
|----------------------|---|
| 行政改革の基本的な考え方 | 1 |
| 1 行政改革の意義・必要性 | 1 |
| 2 これまでの行政改革の取り組み | 1 |
| 3 新行政改革の進め方 | 2 |
| 重点事項の基本的な考え方 | 2 |
| 1 事務事業の見直し | 2 |
| 2 組織・機構の簡素合理化 | 2 |
| 3 定員管理の適正化 | 3 |
| 4 職員の資質の向上 | 3 |
| 5 民間委託、O A化等事務改革の見直し | 3 |
| 6 公共施設の管理のあり方 | 4 |
| 7 給与の適正化 | 4 |
| 8 経費節減等 | 4 |

行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の意義・必要性

町政の最大目標である、「町民すべてが健康で安全で、しかも将来が不安なく暮らせる環境づくり」を実現できるよう、町民福祉の向上を図るためには、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という行政運営の大原則にのっとり、限られた資源を効率的かつ計画的に配分し、町民ニーズに的確に対応した各種施策を展開していかなければならない。このような中で、今後の町の財政は、歳出面では、人件費・公債費等の義務的経費の増加をはじめ、複雑・多様化する行政需要への対応など、多額の財政需要が見込まれる。一方、歳入面では、一般財源の大宗を占める町税収入の伸びがあまり見込めないものと思われ、地方交付税とともに多くを期待することは難しい状況である。

行政需要は今後もますます増大すると見込まれるが、これらに的確に対応するためには、行政運営を支える職員の能力開発や人的資源の有効利用が一層重要になっている。このため、常に事務事業、組織体系等行政運営のあらゆる面について新たな視点からの自主性・主体性な自己点検を行いつつ、見直しを進める更なる行政改革が必要となる。

2 これまでの行政改革の取り組み

本町では、昭和57年以降、継続して行政改革に取り組んできた。特に、昭和57年には、民間の有識者からなる「一宮町行財政改善調査会」の意見を得て、昭和58年4月に「一宮町行財政改善推進本部」を設置、双方にて協議を重ね、昭和61年2月に「一宮町行財政改革大綱」を策定、これに基づき取り組んできた。

また、平成8年度からは、新たな行政改革を推進するにあたり、行政内部の検討のみにとどまらず、住民の代表者等からなる「一宮町行政改革推進委員会」の審議や意見等を尊重し、本町の現状と将

来を見越したうえで、全庁が一体となり、町民をはじめ、関係機関と連携しつつ改革に取り組んできたところである。

3 新行政改革の進め方

新たな行政改革を推進するに当たっては、本大綱を指針とし、又、行政内部の検討のみにとどまらず、住民の代表者等からなる「一宮町行政改革推進委員会」の審議や意見等を尊重し、本町の現状と将来を見越したうえで、全庁が一体となり、町民をはじめ、関係機関と連携しつつ改革を推進していくため「行政改革集中改革プラン」を作成し、平成21年度までに集中的に取り組んでいく。

重点事項の基本的な考え方

超緊縮型にならざるを得ない財政状況のなかで、社会経済情勢の動向に正しく対処しながら、今後一層の行財政の簡素で効率的な運営を目指し行政サービスの維持向上を図るため、次の事項を行政改革の重点事項とする。

1 事務事業の見直し

限られた財源の中で、高度化、多様化する住民ニーズや新たな行政課題、社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、行政の責任領域や、国、県及び民間との役割分担に留意しつつ、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率・効果等を十分検討して、事務事業の抜本的な見直しを行うとともに、事務事業の実施にあたっては緊急度の高い事務事業を選別して行う。

特に、行政効率、効果の検討にあたっては、行政サービスの内容に留意しつつ、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう努める。

2 組織・機構の簡素合理化

時代の変化や本町の基本計画に基づくこれからの街づくりに対応

した簡素で効率的な組織・機構を編成するため、「スクラップアンドビルド」を原則とした見直しを弾力的に行う。

見直しにあたっては、組織の細分化等による保守的なセクショナルリズムを打破し、新しい行政需要に柔軟に対応し得る組織の検討を進め、組織・機構の再編・整理を図る。

特に、今後は福祉、保健・医療の連携など総合的・機能的な施策の推進を図るための組織・機構のあり方を検討していくこととする。

3 定員管理の適正化

本町におけるこれからの街づくりや、国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化による新たな行政需要に対応するため、適材適所の合理的な職員配置を実施することにより職員定数の抑制を図り、人件費をはじめとする行政コストを削減し、限られた財源を可能な限り町民サービスの分野に配分することを目標に、定員管理の適正化に努める。

4 職員の資質の向上

職員の資質の向上を図ることにより、事務の効率化、的確な事務の執行、行政サービスの向上に寄与し、少数精鋭による行政運営を目指すため、研修制度をより有効に活用し、組織の円滑な運営や活性化のため幅広い分野の研修参加の機会を設け、職員の創造力、専門能力向上を図る。

5 民間委託、O A化等事務改革の見直し

事務事業の処理にあっては、「最小の経費で最大の効果」を常に心掛け、行政サービスの向上が可能な分野については、委託先、委託方法等に十分留意しながら事務経費と事業効果の最も効果的な運用のために業務委託やO A化を推進してきたが、今後は、人件費との兼ね合いを考慮し、委託していたものも直営で行うなどしていく検討が必要となる。

6 公共施設の管理のあり方

公共施設については、町民が直接福祉の提供を受ける場所であるので利用者の利便性を特に配慮し、財政の効率的運用に努め、町民の意向を十分取り入れながら、公共施設の指定管理者制度の導入も含め施設の管理運営のあり方を検証していく。

7 給与の適正化

職員の給与については、制度を適正に運用していくと共に、透明性を図る観点から今後も公表していく。

8 経費節減等

歳入面については、財源の確保に向け、税の公平性の確保、使用料及び手数料の適正化、また、受益者負担の適正化を推進していく。

歳出面については、義務的経費の更なる抑制を図ると共に、職員の意識改革により徹底した経費の節減を積極的に推進する。